

空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、函館空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

函館空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）（令和7年3月31日付 更新）

＜空港管理者＞

東京航空局、函館空港事務所

＜関係事業者＞

北海道エアポート(株) 函館空港事業所、日本航空(株) 函館空港所、全日本空輸(株) 函館空港所、(株)AIRDO 函館空港所、函館エアサービス(株)、(株)KAFCO 函館空港事業所、(株)ENEOSスカイサービス 函館事業所、財務省 函館税関 監視部、法務省 札幌出入国在留管理局 函館出張所、厚生労働省 小樽検疫所 函館空港出張所、農林水産省 動物検疫所 北海道・東北支所 函館空港出張所、農林水産省 横浜植物防疫所 札幌支所 函館出張所、国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部、国土交通省 北海道運輸局 函館運輸支局、海上保安庁 第一管区海上保安本部 函館航空基地、気象庁 札幌管区气象台、(一財)航空保安協会 函館第一事務所、(一財)航空保安協会 函館第二事務所、北海道電力ネットワーク(株) 函館支店、北海道電力(株) 函館支社、北海道ガス(株) 函館支店、函館地区バス協会、函館地区レンタカー協会

＜関係地方公共団体＞

北海道、函館市

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項